

第4編 調査、計画業務

第1章 調査、計画業務

第1節 道路環境調査	4-1- 1
1-1 道路環境調査業務等積算基準	4-1- 1
1-1-1 適用範囲	4-1- 1
1-1-2 業務等の費用等	4-1- 1
(1) 業務等の費用及び積算等	4-1- 1
1-2 打合せ	4-1- 1
(1) 既存資料調査（大気質，騒音及び振動）	4-1- 1
(2) 現地調査（大気質，騒音及び振動）	4-1- 1
1-3 大気質	4-1- 2
(1) 既存資料調査	4-1- 2
(2) 現地調査	4-1- 2
1-4 騒音及び振動	4-1- 5
(1) 既存資料調査	4-1- 5
(2) 現地調査	4-1- 6
1-5 報告書作成	4-1- 10
(1) 既存資料調査	4-1- 10
(2) 現地調査	4-1- 10
第2節 洪水痕跡調査業務	4-1- 11
2-1 適用範囲	4-1- 11
2-2 業務費の構成	4-1- 11
2-3 業務費構成費目の内容	4-1- 11
(1) 直接調査費	4-1- 11
(2) 間接調査費	4-1- 12
(3) 一般管理費等	4-1- 12
(4) 消費税相当額	4-1- 12
2-4 業務費の積算方式	4-1- 12
2-5 業務内容	4-1- 12
(1) 調査業務の構成	4-1- 12
(2) 打合せ協議	4-1- 13
(3) 計画準備	4-1- 13
(4) 現地踏査	4-1- 13
(5) 現地確認作業	4-1- 13
(6) 痕跡測量	4-1- 13
(7) 痕跡図及び写真集の作成	4-1- 13
(8) 点検整理	4-1- 13
2-6 標準歩掛	4-1- 14
2-7 標準歩掛の変化率	4-1- 15
(1) 地形による変化率	4-1- 15
第3節 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）	4-1- 16
3-1 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）業務積算基準	4-1- 16
3-1-1 適用	4-1- 16
3-1-2 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）業務委託料の積算及び構成	4-1- 16
3-1-3 業務の構成	4-1- 16

(1) 計画準備	4-1- 16
(2) 打合せ	4-1- 16
(3) 河川空間利用実態調査	4-1- 16
(4) 水系様式の作成	4-1- 16
3-1-4 歩掛使用上の留意点	4-1- 17
(1) 歩掛の構成	4-1- 17
(2) 打合せ	4-1- 17
3-2 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）業務標準歩掛	4-1- 17

第1章 調査、計画業務

第1節 道路環境調査

1-1 道路環境調査業務等積算基準

1-1-1 適用範囲

この積算基準は、道路事業に係わる環境調査業務等を委託等により実施する場合に適用する。調査内容は、「国土交通省所管道路事業環境影響評価に用いる技術手法（案）について（平成13年3月30日道路環境調査室長通達）」に基づく既存資料調査及び現地調査とする。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については、別途考慮する。

1-1-2 業務等の費用等

(1) 業務等の費用及び積算等

- 1) 業務等の内「現地調査」に係わる費用及び積算等は、「測量業務積算基準」による。
- 2) 業務等の内「既存資料調査」に係わる費用及び積算等は、「設計業務等積算基準」による。

1-2 打合せ

(1) 既存資料調査（大気質，騒音及び振動）

(1業務当り)

打合せ時期	直接人件費						備考
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
業務着手時		0.5	0.5				
中間打合せ			0.5	0.5			1回当り
成果品納入時		0.5	0.5				

- (注) 1. 中間打合せ回数は1回を標準とするが、業務内容を勘案し増減できるものとする。
 なお、打合せ回数を増加する場合は、1回について中間打合せ1回の人員を加算する。

(2) 現地調査（大気質，騒音及び振動）

(1業務当り)

打合せ時期	直接人件費					備考
	測量主任技師	測量技師	測量技師補助	測量助手	普通作業員	
業務着手時		0.5	0.5			
中間打合せ			0.5	0.5		1回当り
成果品納入時		0.5	0.5			

- (注) 1. 現地調査（大気質，騒音及び振動）のみの場合計上するものとし、(1)既存資料調査の打合せと同時に計上しない。
 2. 中間打合せ回数は1回を標準とするが、業務内容を勘案し増減できるものとする。
 なお、打合せ回数を増加する場合は、1回について中間打合せ1回の人員を加算する。

1-3 大気質

(1) 既存資料調査

1) 計画準備

(1業務当り)

区分	職 種	直 接 人 件 費				
		技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)
計 画 準 備				1.5	1.5	

2) 資料収集整理

(1業務当り)

区分	職 種	直 接 人 件 費				
		技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)
資 料 収 集 整 理					2.0	2.5

(注) 1. 資料とは、原則として国または地方公共団体等の公的機関から入手可能な公表資料をいう。

(2) 現地調査

1) 現地踏査

(1業務当り)

区分	職 種	直 接 人 件 費				
		測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員
現 地 踏 査			1.0	1.0		

(注) 1. 1業務とは、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向・風速の現地調査を行う業務の全体をいう。

2) 実施計画書の作成

(1業務当り)

区分	職 種	直 接 人 件 費				
		測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員
実 施 計 画 書 の 作 成			1.0	1.0		

(注) 1. 1業務とは、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向・風速の現地調査を行う業務の全体をいう。

3) 監督

現地測定を行う者等が兼ねることを原則とするが、基地数、測定箇所等を考慮して、必要な場合は騒音及び振動に準じて計上することができる。

4) 点検及び調整

(1季1箇所当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
点 検 及 び 調 整		0.5	0.5			

- (注) 1. 本表は、大気質現地調査を短期間（連続して7日間）発注した場合に観測の当初に点検及び調整を行う歩掛の標準である。
 2. 超勤割増しは行わない。
 3. 必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし、運転労務費は計上しない。

5) 予備試験及び現地準備

(1季1箇所当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
予 備 試 験		1.0	1.0			
現 地 準 備		0.5	1.0	1.0		

- (注) 1. 本表は、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び風向風速の測定を行う場合の標準である。

6) 現地測定

(1季1箇所当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
現 地 測 定			7.0			

- (注) 1. 本表は原則として観測箇所に基地を設置し、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び風向風速を連続して7日間観測する場合に適用する。
 2. 観測箇所及び本部（観測箇所が複数の場合、本部も1箇所として計上する。）との連絡については、必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし運転労務費は計上しない。
 3. 調査員は、計器類の日々の保守点検、記録用紙の取り替え、故障時の連絡等を行うものとし、保安要員を兼ねるものとする。
 4. 現地測定に使用する機械器具、電気、土地借り上げ等の損料は別途計上する。

7) 資料整理 (一次整理)

(1季1箇所当り)

区 分 \ 職 種		直 接 人 件 費						
		測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員	
資料 整理	一 次 整 理	窒素酸化物		0.5	1.5	2.0		
		浮遊粒子状物質		0.5	1.0	1.5		
		風向・風速		0.5	1.5	2.0		
		合 計		1.5	4.0	5.5		

(注) 1. 本表は、資料の読み取り、一覧表の作成に適用する。

8) 資料整理 (二次整理)

(1季1箇所当り)

区 分 \ 職 種		直 接 人 件 費					
		測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
資料整理・二次整理			0.5	1.0	1.0		

(注) 1. 本表は、一次整理資料を基にした作図、作表及び考察等に適用する。

9) 跡片づけ

(1季1箇所当り)

区 分 \ 職 種		直 接 人 件 費					
		測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
跡 片 づ け			0.5	1.0	1.0		

10) 諸官庁への手続き

諸官庁への手続きが必要な場合は下表を追加する。

(1業務当り)

区 分 \ 職 種		直 接 人 件 費					
		測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
諸 官 庁 へ の 手 続 き				1.0			

1-4 騒音及び振動

(1) 既存資料調査

1) 計画準備

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
計 画 準 備			2.0	1.0		

2) 資料収集整理

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
資 料 収 集 整 理				1.5	1.5	

(注) 1. 資料とは、原則として国または地方公共団体等の公的機関から入手可能な公表資料をいう。

3) 周辺状況調査

周辺状況調査を行う場合は下表を追加する。

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
周 辺 状 況 調 査			1.5	1.0		

(2) 現地調査

1) 現地踏査

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員
現 地 踏 査		1.0	1.0			

(注) 1業務とは、発生する騒音及び振動の現地調査を行う業務の全体をいう。

2) 実施計画書の作成

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員
実 施 計 画 書 の 作 成		1.0	1.0			

(注) 1業務とは、発生する騒音及び振動の現地調査を行う業務の全体をいう。

3) 監督

(観測日1日当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員
監 督		2.0				

- (注) 1. 監督は、測定精度の確保等を考慮して配置するものであり、計上に当たっては特記仕様書で義務づけること。
2. 監督調査員の労務単価は、基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし、2交代勤務として積算する。
3. 測定点数及びケースによる歩掛の増減は原則として行わない。ただし、特別な場合で本表により難しい場合は別途考慮する。
4. 観測は24時間の観測を標準とする。

4) 現地準備

(1箇所当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員	測 量 普 通 作 業 員
現 地 準 備			0.5	0.5		

(注) 1. 現地での測定機器の据え付け、配線、測定点を出すための距離測定等に適用する。

5) 現地測定

(1地点, 観測日1日当り)

職 種		直 接 人 件 費					
		測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
区 分	レベルレコーダ	1地点			2.0		
	現 地 測 定	レベル演算処理器	1地点			2.0	
1測点					2.0		
1地点 4測点					2.0	2.0	
1地点 8測点					2.0	4.0	
データレコーダ		1地点				1.0	

(注) 1. レベルレコーダを使用する場合

- ・本表は単独測定の場合の標準である。測定成分(騒音, 振動(Z))ごとに1地点とする。
- ・調査員の労務単価は, 基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし, 2交代勤務として積算する。

2. レベル演算処理器を使用する場合

- ・1地点とは, 1つの測定場所のことであり, 同時に多数点の測定を行う場合には各測点ケーブルの延長(100m程度)範囲以内に点在する場所をいう。なお, 100m程度以上離れている場合, またはケーブルを張るのに支障がある場合は, 別地点として扱うものとする。
- ・調査員の労務単価は, 基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし, 2交代勤務として積算する。
- ・レベル演算処理器の選択は, 4測点以内の場合は4チャンネル用とし, 5~8測点については5~8チャンネル用とする。
- ・測点数とは, 騒音計及び振動計(測定成分Z)の延べ測点数をいう。

3. 地盤卓越振動数を測定するためデータレコーダを使用する場合

- ・測定は, 1箇所につき大型車の単独走行を対象に10回測定するものとする。
- ・超勤割増しは原則として行わない。ただし, 夜間測定等ケースによっては別途計上するものとする。
- ・1日当りの測定点数は発注するケースにより判断するものとする。

4. 現地測定に使用する機械器具の損料は, 別途計上する。

5. 必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし, 運転労務費は計上しない。

6. 観測は24時間の観測を標準とする。

6) 一次整理

(1箇所当り)

職 種 区 分		直 接 人 件 費					
		測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 助 手	普 通 作 業 員	軽 作 業 員
一 次 整 理	騒音レベル			1.5	1.5		
	振動レベル			1.5	1.5		
	地盤卓越振動数			0.5	0.5		

- (注) 1. 本表は資料の読み取り，一覧表の作成に適用する。
 2. 1箇所とは，1測定箇所の騒音，振動，地盤卓越振動数の資料をいう。

7) 二次整理

(1箇所当り)

職 種 区 分		直 接 人 件 費					
		測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 助 手	普 通 作 業 員	軽 作 業 員
二次整理（騒音及び振動）			0.5	1.0	1.0		

- (注) 1. 本表は，一次整理資料を基にした作図，作表及び考察等に適用する。
 2. 1箇所とは，1測定箇所の騒音，振動，地盤卓越振動数の資料をいう。

8) 交通量調査

(1箇所当り)

区 分		職 種	直 接 人 件 費					
			測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
交 通 量 調 査	昼 間 12 時 間 交 通 量	1~10,000						3.0
		10,001~20,000						4.0
		20,001~30,000						5.0
		30,001~50,000						6.0
		50,001~10,000増毎						1.0
	夜 間 12 時 間 交 通 量	1~10,000						4.0
		10,001~20,000						5.0
		20,001~30,000						6.0
		30,001~50,000						7.0
		50,001~10,000増毎						1.0

- (注) 1. 本表は、車種別、上・下方向別交通量調査の歩掛である。
 2. 騒音及び振動現地調査作業で1時間当り10分間の資料を要求する場合には、時間交通量とともに10分間の数値も記録させるものとする。また、同時に行う平均走行速度調査については、歩掛に含まれているものとし、別途計上しない。
 3. 交通量調査員の労務単価は、基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とする。
 4. 必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし、運転労務費は計上しない。

9) 資料整理 (交通量)

(1箇所当り)

区 分		職 種	直 接 人 件 費					
			測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
資 料 整 理 (交 通 量)				1.0	1.5			

- (注) 1. 資料整理とは、方向別車種別の交通量及び平均走行速度を整理し、作図作表を行う作業をいう。

10) 跡片付け

(1箇所当り)

区 分		職 種	直 接 人 件 費					
			測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	普 通 作業員	軽 作業員
跡 片 付 け				0.5	0.5	0.5		

1 1) 諸官庁への手続き

諸官庁への手続きが必要な場合は下表を追加する。

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 技師補 助 手	普 通 作 業 員	軽 作 業 員
諸 官 庁 へ の 手 続 き			1.0			

1 2) 交通量監督

交通量観測地点と騒音及び振動の観測地点が離れていて別途監督が必要な場合は下表を追加する。

(観測日1日当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補 助 手	測 量 技師補 助 手	普 通 作 業 員	軽 作 業 員
交 通 量 監 督		2.0				

(注) 1. 監督調査員の労務単価は、基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし、2交代勤務として積算する。

2. 本表は24時間観測の場合であり、12時間のみの調査の場合は測量技師1.0人とする。

1-5 報告書作成

(1) 既存資料調査

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
大 気 質			1.5	1.0	2.0	
騒 音 及 び 振 動				1.5	1.5	

(注) 1. 計上に当たっては、各区分のうち実施して報告書に取りまとめる必要のあるもののみを対象とすること。

2. 報告書等の電子成果品作成費等は、別途計上する。

(2) 現地調査

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費					
	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
大 気 質			1.5	2.0	2.5	
騒 音 及 び 振 動			2.0	2.5	2.5	

(注) 1. 計上に当たっては、各区分のうち実施して報告書に取りまとめる必要のあるもののみを対象とすること。

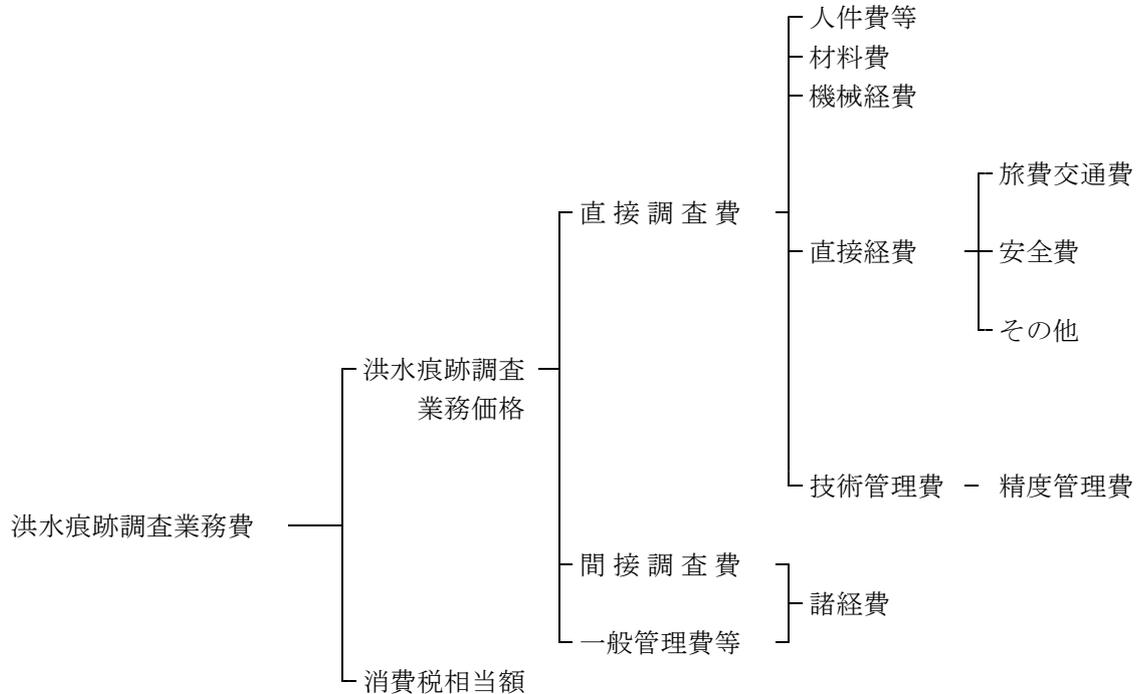
2. 報告書等の電子成果品作成費等は、別途計上する。

第2節 洪水痕跡調査業務

2-1 適用範囲

- (1) この積算基準は、堤外側における洪水痕跡調査業務に適用する。
- (2) この積算基準を適用できる業務は、流心延長距離が80kmまでのものとする。

2-2 業務費の構成



2-3 業務費構成費目の内容

(1) 直接調査費

直接調査費は、次の各項目について計上する。

1) 人件費等

人件費等は、当該調査業務に従事する者の人件費及び賃金である。なお名称及びその基準日額等は別途定める。

2) 材料費

材料費は、当該調査業務を実施するのに要する材料の費用である。

3) 機械経費

機械経費は、当該調査業務を実施するのに要する費用である。その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「測量機械等損料算定表」による。

4) 直接経費

① 旅費交通費

当該調査業務に従事する者に係る旅費・交通費であり各所管の「旅費取扱規則」に準じて行う。

② 安全費

安全費は、調査業務における安全対策に要する費用であり、必要に応じて積み上げ計算を行う。

③ その他

機材運搬、伐木補償、車借上料などに要する費用を計上する。

5) 技術管理費

技術管理費として精度管理費を計上する。精度管理費は当該調査業務の精度を確保する為に行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用であり、「測量業務積算基準」を準用するものとする。ただし、精度管理費の対象額は、痕跡測量のみとする。

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

2-4 業務費の積算方式

業務費は、次式によって積算する。

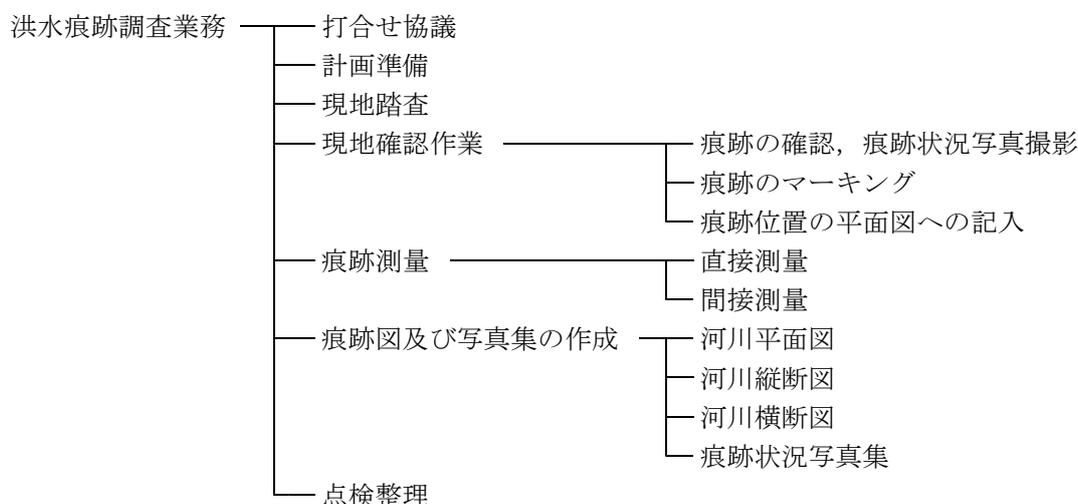
$$\begin{aligned} \text{業務費} &= (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接調査費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接調査費}) \times \{1 + (\text{諸経費率})\}] \times \{1 + (\text{消費税})\} \end{aligned}$$

諸経費

諸経費率は、「測量業務積算基準」の諸経費率を準用するものとする。

2-5 業務内容

(1) 調査業務の構成



- (2) 打合せ協議
業務に必要な打合せであり，第1回打合せ，中間打合せ（1回），成果品納入時の計3回を標準とするが，必要に応じて中間打合せ回数を増減することができるものとする。
- (3) 計画準備
業務に必要な作業計画，方法，工程及び作業編成，人員計画等の計画準備である。
- (4) 現地踏査
現地踏査は，洪水の痕跡状況の把握，測量作業計画等のための事前調査である。
- (5) 現地確認作業
現地確認作業は，洪水の痕跡位置を確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い，確認された痕跡位置にマーキングをし，貸与された平面図にその位置を記入するものである。また併せて痕跡状況写真の撮影を行う。
- (6) 痕跡測量
痕跡測量は，堤外側における左右岸の痕跡位置，各1点の測量（高さ，位置）とし，測点間隔は200mを標準とする。
- (7) 痕跡図及び写真集の作成
貸与された図面に，痕跡測量で得られた結果を記入し，下記の痕跡図面を作成する。また，現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成する。
 - 1) 河川平面図
河川平面図に洪水痕跡線を記入する。
 - 2) 河川縦断面図
左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき，河川縦断面図に左右岸別の縦断面痕跡線を記入する。
 - 3) 河川横断面図
左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき，河川横断面図に痕跡水位を記入する。
 - 4) 痕跡状況写真集
痕跡確認作業時に撮影した痕跡状況の写真集を作成する。
- (8) 点検整理
痕跡測量についての計算点検，作図点検，作業実施報告書，社内点検，校正直し等を行うものである。

2-6 標準歩掛

作業工程 及び 標準作業量		所要日数					内外業の別	編成					延人日数					計
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	
打合せ協議	第一回打合せ 1業務当り						内							0.5	0.5			1.0
	中間打合せ 1業務当り						内								0.5			0.5
	成果品納入時 1業務当り						内							0.5	0.5			1.0
計画準備 1業務当り							内						0.5	1.0	1.0			2.5
現地踏査 10km当り			0.5	0.5	0.5		外		1	1	1			0.5	0.5	0.5		1.5
現地確認作業	痕跡の確認、 痕跡状況写真撮影 10km当り		0.5	0.5	0.5		外		2	2	2			1.0	1.0	1.0		3.0
	痕跡のマーキング 10km当り		0.5	0.5	0.5		外		2	2	2			1.0	1.0	1.0		3.0
	痕跡位置の 平面図への記入 10km当り		0.5	0.5	0.5		外		2	2	2			1.0	1.0	1.0		3.0
痕跡測量	直接測量 10km当り		1.5	3.0	3.0	3.0	外		1	1	1	1		1.5	3.0	3.0	3.0	10.5
	間接測量 10km当り		1.0	2.0	2.0	2.0	外		1	1	1	1		1.0	2.0	2.0	2.0	7.0
痕跡図及び 写真集の作成	河川平面図 1業務当り						内							1.5	4.0	4.0		9.5
	河川縦断図 1業務当り						内							1.5	3.5	3.5		8.5
	河川横断図 1業務当り						内							1.0	2.0	2.0		5.0
	痕跡状況写真集 1業務当り						内							0.5	2.0	2.0		4.5
点検整理 10km当り							内							0.5	1.0	1.0		2.5

注) 痕跡測量は、直接測量を標準とし、間接測量は、直接測量が実施できない場合に適用するものとする。

作業工程 及び 標準作業量	機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成						
	名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要		
現地踏査 10km当り	ライトハン	1.5L	台日	0.5			カソリン		ℓ	2.6	2.6ℓ*1.0h		
	ライトハン	1.5L	台時	1.0			雑品		式	1			
	雑器材		式	1									
	各費目の直接人件費に対する割合												
	費目		割合		費目		割合		費目		割合		摘要
機械経費		3.5%		通信運搬費等		0%		材料費		1.0%			
現地確認作業 10km当り	ライトハン	1.5L	台日	1.5			木杭	4.5*4.5*45	本	51			
	ライトハン	1.5L	台時	3.0			カソリン		ℓ	7.8	2.6ℓ*3.0h		
	雑器材		式	1			雑品		式	1			
	各費目の直接人件費に対する割合												
	費目		割合		費目		割合		費目		割合		摘要
機械経費		2.5%		通信運搬費等		0%		材料費		5.0%			
痕跡測量	直接測量 10km当り	ライトハン	1.5L	台日	3.0			カソリン		ℓ	15.6	2.6ℓ*6.0h	
		ライトハン	1.5L	台時	6.0			雑品		式	1		
		レベル	3級	台日	3.0								
		雑器材		式	1								
		各費目の直接人件費に対する割合											
	費目		割合		費目		割合		費目		割合		摘要
	機械経費		4.0%		通信運搬費等		0%		材料費		1.0%		
	間接測量 10km当り	ライトハン	1.5L	台日	2.0			カソリン		ℓ	10.4	2.6ℓ*4.0h	
		ライトハン	1.5L	台時	4.0			雑品		式	1		
		トータルステーション	3級	台日	2.0								
雑器材			式	1									
各費目の直接人件費に対する割合													
費目		割合		費目		割合		費目		割合		摘要	
機械経費		4.0%		通信運搬費等		0%		材料費		1.0%			
痕跡図及び 写真集の作成 1業務当り							雑品		式	1			
	各費目の直接人件費に対する割合												
	費目		割合		費目		割合		費目		割合		摘要
機械経費		0%		通信運搬費等		0%		材料費		1.5%			
点検整理 10km当り							雑品		式	1			
	各費目の直接人件費に対する割合												
	費目		割合		費目		割合		費目		割合		摘要
機械経費		0%		通信運搬費等		0%		材料費		5.0%			

2-7 標準歩掛の変化率

(1) 地形による変化率

適用作業：現地踏査，現地確認作業，痕跡測量

地形	平地	山地
変化率	0.0	+0.9

(注) 1. 「測量業務積算基準」の平地及び丘陵地を平地，低山地及び高山地を山地とする。

2. 平地及び山地にまたがる場合は，各延長を用いた加重平均値を小数第2位まで算出する。

第3節 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）

3-1 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）業務積算基準

3-1-1 適用

この積算基準は、河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査編)を業務委託により実施する場合に適用する。

調査の内容は、「平成16年度 河川水辺の国勢調査マニュアル(案) (河川空間利用実態調査編) 国土交通省河川局河川環境課」(以下「マニュアル案」という。)によるものとする。

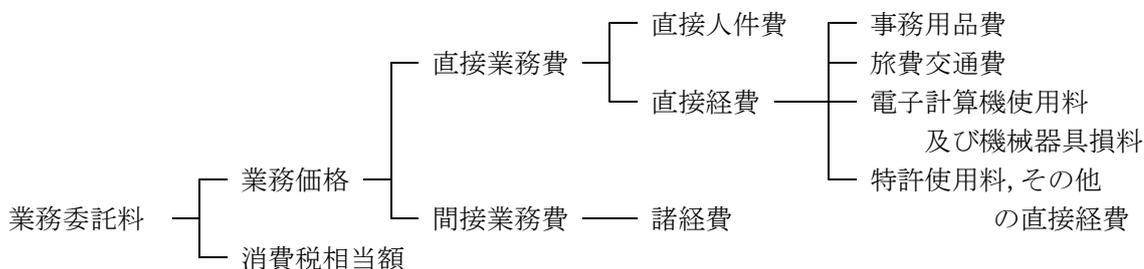
調査実施日は、表3.1を基準とする。

表3.1 調査実施日

季節	実施日		河川空間利用者数調査
春季	休日	4月29日(昭和の日)	○
		5月5日(こどもの日)	○
	平日	5月の第3月曜日	○
夏季	休日	7月の最終日曜日	○
	平日	7月の最終日曜日の翌日	○
秋季	休日	11月3日(文化の日)	○
冬季	休日	成人の日	○
計			7回

3-1-2 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）業務委託料の積算及び構成

業務委託料の積算は、第1編第1章測量業務積算基準に準ずるものとし、業務委託料の構成は以下のとおりとする。



3-1-3 業務の構成

(1) 計画準備

計画準備では、第1回打合せに先立ち業務全般を見通し、調査の要点を確認し、業務計画書を作成する。

(2) 打合せ

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納品時に行う。

(3) 河川空間利用実態調査

河川空間利用実態調査とは、マニュアル案に基づく河川空間の利用者数の実態調査とその集計を行うまでの業務である。

(4) 水系様式の作成

水系様式の作成は、マニュアル案に基づくとりまとめを水系単位で実施し、水系ごとに様式を作成するまでの業務である。

3-1-4 歩掛使用上の留意点

(1) 歩掛の構成

この歩掛は、河川空間利用実態調査については、一箇所または一定延長における7回1式当りの現地調査の歩掛を示している。

なお、「川の通信簿」については、別途考慮するものとする。

表3.2 歩掛運用の仕方

業務の項目		仕様
計	画 準 備	1業務当りの標準歩掛
打	合 せ	1業務当りの標準歩掛
河川空間利用 実態調査	有料施設区域の調査	1業務当りの標準歩掛
	定 点 観 測	1箇所当りの標準歩掛
	区 間 観 測	10km当りの標準歩掛
	集計(様式A-1~7)	10km当りの標準歩掛
水系様式の作成(様式D-1~7)		1業務当りの標準歩掛
報 告 書 作 成		1業務当りの標準歩掛

(2) 打合せ

各段階における打合せの歩掛は次表を標準とする。

(1業務当り)

職 種	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	備 考
打合せ時期				
業務着手時	0.5		0.5	
中間打合せ		0.5	0.5	1回当り
成果品納入時	0.5		0.5	

- (注) 1. 各作業の中で主要な区切りの時点で中間打合せを行うものとする。
 2. 中間打合せは各季別に1回程度行うものとする。
 3. 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。
 4. 業務着手時及び成果品納入時には、原則として主任技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。

3-2 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務標準歩掛

区 分	職 種	測量主	測 量	測 量	測 量	普 通 作業員
		任技師	技 師	技師補	助 手	
計	画 準 備	1.0	1.0	1.5	1.0	
河川空間利用 実態調査 (7回1式)	有料施設区域の調査(1業務当り)			0.5		
	定 点 観 測(1箇所当り)		0.5	1.5	3.0	
	区 間 観 測(10km当り)			1.5	3.0	
	集計(様式A-1~7)(10km当り)			0.5		
水系様式の作成(様式D-1~7)			0.5	3.0	3.0	
報 告 書 作 成		0.5	1.0	1.5	5.0	

歩掛使用上の留意点

- ①実態調査は年間7回調査を実施する標準歩掛である。
 ②有料施設区域の調査は1業務当りとし、有料施設が6箇所以内を対象とする。

- ③ 区間観測は定点観測区間を除く区間の観測歩掛で、調査対象区間の延長は200km以下とする。
- ④ 定点観測及び区間観測は、高水敷等に樹林等の障害物があり観測が困難な場合、あるいは高水敷が広く観測が困難な場合については別途積算する。
- ⑤ 実態調査集計(様式A-1～7)並びに水系様式の作成は、ブロック数が8箇所、また定点区域が21箇所以下を標準とする。
- ⑥ 上記の範囲を超えるものは別途積算とする。